

2017年12月6日
税理士法人はるか
平成29年度年末調整セミナー

IV 「平成30年分 紙与所得者の扶養控除等申告書」書き方

「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（マル扶）の手引き

※平成 29 年末に記載する際は、**平成 30 年 1 月 1 日時点の情報**を書きましょう。

※平成 30 年の年末調整にて再度記入する際は、**平成 30 年 12 月 31 日時点の情報に書き換え**ます。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	あなたの個人番号 ※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大 昭・平	年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合は、○印を付けてください。）
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号			扶養主の氏名			
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)			あなたの住所 又は居所	(郵便番号　-　)	X あなたの親族	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老 扶 兼 稲 蔭 (附141以前生)	平成30年中の 所得の見積額	住 所 又 は 居 所	異動月日及び事由 (平成30年内に異動があった場合は、記載してください。(以下同じ。))	
		あなたの親族	生年月日					
A 源泉控除 対象配偶者 (注1)								
B 扶養親族 (16歳以上) (平15.1.1以前生)	1							
	2							
	3							
4								
C 障害者、寡 婦、寡夫又は 勤労学生	障害者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	該当者	本 人	一 生 計 配偶者(注2)	扶養親族	寡 婦	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2. 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。) 異動月日及び事由	
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏 名	あなたとの 親 類	生年月日	住 所 又 は 居 所	控除を受ける他の所得者 氏 名 あなたとの親類 住 所 又 は 居所	異動月日及び事由		

○住民税に関する事項

16歳未満の 扶養親族 (平15.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの親 類	生年月日	住 所 又 は 居 所	控除対象外 国外扶養親族	平成30年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
	1			Y あなたの親族				
	2							
	3							

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。



○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができます。
○この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についての」(注2)等をお読みください。

① あなたについて、 X 欄に記入します。

【X 欄の書き方】

(フリガナ) あなたの氏名	ヤマト タロウ 大和 太郎	あなたの生年月日 昭和 46 年 11 月 14 日	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 (提出している場合 には、○印を付け てください。)
あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 (郵便番号 000-0000) 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	あなたの続柄 父	配偶者 の有無 <input checked="" type="radio"/> 有・無
あなたの住所 又は居所			

シャチハタは不可です。

あなたの個人番号を記載します。

番号が確認できる書類の写し（通知カードの写し等）
を添付してください。（既提出者を除く）

2か所以上から給与の支払いを受けている場合で、
他の給与支払者に「従たる給与についての扶養控除等申
告書」を提出している場合は、ここに○を付けます。

あなたは「障害者」「寡夫」「寡婦」「勤労学生」に該当しますか？

はい

後ほど④にて C 欄(p. 7)にもご記入ください。

② あなたの配偶者について、必要事項を記入します。 ※p. 9 「(参考2) 配偶者の定義」もご参考ください。

あなたの合計所得金額（見積額）は **900万円以下**（給与所得だけの場合、給与等の収入金額が1,120万円以下）ですか？



はい

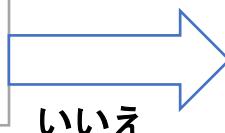


いいえ

配偶者の合計所得金額（見積額）は **85万円以下**（給与所得だけの場合、給与等の収入金額が150万円以下）ですか？



はい



A欄には何も記入しません。

いいえ

A欄(下記)に記入します。



配偶者が「障害者」に該当する場合は、後ほど④にてC欄(p. 7)もご確認ください。

【A欄の書き方】

配偶者の個人番号を記載します。

番号の確認はご自身で行ってください。

所得の見積額は、収入金額ではなく、差し引きの所得額です。

※p. 8 「(参考1) 所得の見積額の書き方」をご参照ください。

区分等 源泉控除 A対象配偶者 (注1)	(フリガナ) 氏名	個人番		老人扶養費 (平24.1.1以前生)	平成30年中 所得の見積 額	住所又は居所	異動月日及び事由 (平成30年中に異動があった場合 に記載してください。(以下同じ。))
		あなたとの続柄	生年 月 日				
大和 花子	ヤマト ハナコ	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 明 大 千 49 2 3	100,000円	東京都千代田区〇〇一丁目3番 △△マンション802号			

配偶者が海外に住んでいる場合（日本の非居住者の場合）は、ここに○を付け、
親族関係書類（パスポートの写し・戸籍の附票の写し等）を添付してください。
(既提出分を除く。)

③ あなたの家族について、必要事項を記入します。

その家族は、誰の扶養親族ですか？



あなたの扶養親族として選択

その家族は、平成 15 年 1 月 1 日以前の生まれですか？



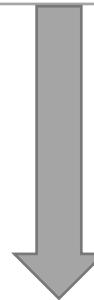
はい

B 欄 (p. 5) に記入します。



いいえ

Y 欄 (p. 6) に記入します。



あなた以外の人の
扶養親族として
所得控除を
受けるとき

D 欄 (p. 6) に記入します。

その家族は、

昭和 24 年 1 月 1 日以前の生まれですか？

→B 欄にて「同居老親等」か「その他」に します。

平成 8 年 1 月 2 日～平成 12 年 1 月 1 日の生まれですか？

→B 欄にて「特定扶養親族」に します



その家族が「障害者」に該当する場合は、後ほど④にて C 欄 (p. 7) もご確認ください。

【B欄の書き方】

平成 15 年 1 月 1 日以前生まれの「あなたの扶養親族」について記入する欄です

続柄の記入も
お忘れなく…

その家族の個人番号を記載します。
番号の確認はご自身で行ってください。

所得の見積額は、収入金額ではなく、差し引きの所得額です。
※p.8 「(参考1) 所得の見積額の書き方」をご参照ください。

区分等	(フ ガ ナ) 氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭24.1.1以前生)	平成30年中の 所得の見積額	住 所 又 は 居 所	異動月日及び事由 (平成30年中に異動があった場合 に記載してください(以下同じ。))
		あなたとの続柄	生年月日				
A 源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマト ハナコ	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4	明・大 昭・平 49・2・3	老人扶養親族 (昭24.1.1以前生)	100,000円	東京都千代田区○○△△マンション802	平成30年の年末調整の際に、 ここに送金額を追記するか、 別途、送金額面等を記載した扶養控 除等申告書を作成します。 送金関係書類等の添付が必要です。
大和 花子	大和 大吉	0 0 1 1 1 2 2 3 3 4 4 5	明・大 昭・平 21・12・5	特定扶養親族 同居老親等 その他	300,000円	同上	
B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平15.1.1以前生)	ヤマト ダイキチ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 7 7	明・大 昭・平 23・5・28	特定扶養親族 同居老親等 その他	200,000円	同上	
大和 和子	大和 和子	9 8 7 6 3 2 1 0 0 0	明・大 昭・平 10・9・4	特定扶養親族 同居老親等 その他	0円	12 Happy st., USA	
大和 栄太	大和 栄太	8 8 7 7 6 6 5 5 4 4	明・大 昭・平 13・4	特定扶養親族 同居老親等 その他	0円	東京都千代田区○○一丁目3番 △△マンション802号	
ヤマト ハル	大和 春	子		特定扶養親族			

その家族が昭和24年1月1日以前の生

まれであれば、

- ①あなた又は配偶者の直系尊属で
同居を常況としている場合
→「同居老親等」
- ②①以外の場合 →「その他」
に ✓ してください。

その家族が平成8年1月2日～平
成12年1月1日以前の生まれで
あれば、
「特定扶養親族」
に ✓ してください。

その家族が海外に住んでいる場合（日本の非居住者
の場合）は、ここに○を付け、親族関係書類（パス
ポートの写し・戸籍の附票の写し等）を添付してく
ださい。（既提出分を除く。）

【Y欄の書き方】

平成 15 年 1 月 2 日以後生まれの「あなたの扶養親族」について記入する欄です

その家族の個人番号を記載します。

番号の確認はご自身で行ってください。

所得の見積額は、収入金額ではなく、差し引きの所得額です。

※p. 8 「(参考 1) 所得の見積額の書き方」をご参照ください。

16歳未満の 扶養親族 (平15.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個 人 番			あなたとの 続柄	生年月日	住 所 又 は 居 所	控除対象 国外扶養親族	年中の 見積額	異動月日及び事由			
	1 大和 夏	0	0	9	9	8	1	7	1	6	1	5	5
	2												
	3												

その家族が海外に住んでいる場合（日本の非居住者の場合）は、ここに○を付け、親族関係書類（パスポートの写し・戸籍の附票の写し等）を添付してください。（既提出分を除く。）
場合によっては、住所所在地の市町村に書類を提出する場合もあります。

【D欄の書き方】

「あなた以外の人の扶養親族として所得控除を受けるとき」に記入する欄です

その家族が、誰の扶養親族となっているのかを記入します。

D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏 名	あなたとの 続柄	生年月日	住 所 又 は 居 所	控除を受ける他の所得者			異動月日及び事由
					氏 名	あなたとの 続柄	住 所 又 は 居 所	
			明・大 昭・平 ・					
			明・大 昭・平 ・					

④ あなたとあなたの配偶者、扶養親族について、C 欄に必要事項を記入します。

【C 欄の書き方】

あなた、あなたの同一生計配偶者（※下記参照）、もしくは、あなたの扶養親族が「障害者」に該当する場合は、ここに ✓ します。
※p. 9 「(参考3) 障害者の定義」もご参照ください。

扶養親族には、B 欄に記載した扶養親族の他、Y 欄に記載した扶養親族（平成15年1月2日以後生まれ）も該当します。

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 該当者区分 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者（注2） <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 特別の寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 勤労学生	左記の内容（この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。）				異動月日及び事由 大和和子 身体障害者3級 身体障害者手帳 平成28年12月10日交付
		(注)1 障害者、寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生とは、所得者（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人）に限り支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下 2 同一生計配偶者は、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受けた見積額が38万円以下の人のことです。				
		（人） （人） （人）				
		人数を記入してください。				

「障害者」について、該当する項目を ✓ します。
扶養親族については、カッコ内に人数も記入します。

左記「障害者」について、氏名、その該当する事実を記入します。

あなたが
「寡婦」「特別の寡婦」「寡夫」「勤労学生」に該当する場合は、ここに ✓ します。

* C 欄「障害者」欄に記載する「同一生計配偶者」について

配偶者は「障害者」もしくは「特別障害者」に該当しますか？

はい

配偶者の合計所得金額（見積額）は 35 万円以下（給与所得だけの場合、給与等の収入金額が 103 万円以下）ですか？

はい

上記 C 「障害者」欄に記入します。

いいえ

いいえ

C 欄には何も記入しません。

(参考1) 所得の見積額の書き方

「所得の見積額」欄には、「収入金額」をそのまま書いてはいけません。
「収入金額」から「必要経費等」を差し引いた金額を記入します。

「収入金額」が給与等の場合

所得の種類が給与の場合には、「収入金額」から「給与所得控除額」を差し引いた金額を記入します。給与等の収入金額が 161万9000円未満の場合、「給与所得控除額」は65万円となります。

給与等の収入金額が 65万円未満の場合

所得の見積額 = 0

給与等の収入金額が 65万円超 161万9000円未満の場合

所得の見積額 = 収入金額 - 65万円

65歳未満で、

公的年金等の収入金額が 70万円以下の場合

所得の見積額 = 0

公的年金等の収入金額が 70万円超の場合

所得の見積額 = 収入金額 - 70万円

65歳以上で、

公的年金等の収入金額が 120万円以下の場合

所得の見積額 = 0

公的年金等の収入金額が 120万円超の場合

所得の見積額 = 収入金額 - 120万円

【源泉控除対象配偶者】について

配偶者の「所得の見積額」が 85万円を超える場合は、源泉控除対象配偶者に該当しません。A欄への記入は不要です。

【控除対象扶養親族】について

その家族の「所得の見積額」が 38万円を超える場合は、控除対象扶養親族に該当しません。この申告書への記入は不要です。

なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、この場合の所得には含まれません。

年齢	公的年金等の収入金額	控除額
65歳未満	公的年金等の収入金額が 70万円までの場合は、所得金額は0	
	70万円超 129万9999円まで	70万円
65歳以上	公的年金等の収入金額が 120万円までの場合は、所得金額は0	
	120万円超 329万9999円まで	120万円

(参考 2) 配偶者の定義 (参考 2)

改正により、平成 30 年分以後の所得税については、配偶者に関する定義が変更されました。

従前の「控除対象配偶者」は、改正後の「同一生計配偶者」と同じ要件になります。

配偶者	以下の 3 要件の全てを満たす人。 ① 婚姻届が提出・受理されている民法上の配偶者 ② 申告者本人と生計が一緒 ③ 青色事業専従者としてその年中に給与の支払いを一度も受けていない、又は、白色事業専従者でない
源泉控除対象配偶者	居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限る）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下の人。
同一生計配偶者	居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下の人。
控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下の居住者の配偶者。

(参考 3) 障害者等の定義

障害者等についての改正は行われていません。従来と変更点はありません。

障害者 特別障害者	所得者本人又はその同一生計配偶者・扶養親族で、次のいずれかに該当する人。	
	障害者	うち、特別障害者
イ	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある人	全て該当
ロ	精神保健指定医などから知的障害者と判定された人	重度の知的障害者と判定された人
ハ	精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人	障害等級が 1 級の人
ニ	身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人	障害の程度が 1 級又は 2 級の人
ホ	戦傷病者手帳の交付を受けている人	障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第三項症までの人
ヘ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚労大臣の認定を受けた人	全て該当
ト	常に就床を要し、複雑な介護を要する人	全て該当
チ	精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人（昭和 28 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、町村長や福祉事務所長から上記イ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人	上記イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人
同居特別障害者	同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている人。	